病院の現場から一今病院の医療安全に求められていること

「部門・職能連携による組織的な取り り組み」

公益社団法人　日本臨床工学技士会
Japan Association for Clinical Engineers
善仁会本部　医療安全・医療情報管理部
本間 崇

2013年11月22日
（イイノホール：東京）

医療機器安全管理者の業務　局長通知
（医政発第０３３０００１号）

病院等の管理者(病院長)は、医療機器の安全使用のための責任者　医療機器安全管理責任者を選任する。

医療機器安全管理責任者は、医療機器に関する十分な知識を有する常勤職員

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、助産師（助産所の揚合）歯科衛生士（歯科医業に限る）のいずれかの資格を有している者から選任する。ただし病院においては管理者との兼務は出来ません。

病院等の管理者の指示の下に、次に掲げる業務を行なうものとする。なお、 病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所においては、安全管理委員会との連携の下、実施体制を確保すること。

(1) 医療機器の保守点検の計画策定と保守点検の適切な実施

(2) 医療機器の安全使用のための情報収集と改善策の実施

(3) 医療機器の安全使用についての研修を従業者に実施

医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について

平成１９年１２月２８日　医政局長通知　（医政発第１２２８００１号）

（医療機器の管理）

生命に影響を与える機器や精密で複雑な操作を伴う機器のメンテナンスを含む医療機器の管理については、臨床工学技士法に基づき、医師の指示の下、臨床工学技士が行うことができるとされているところであるが、医師や看護職員のみで行っている実態も指摘されている。

臨床工学技士の積極的な活用を図り、医師や看護職員の業務を見直すことで、**医療安全の確保**及び医師等の負担の軽減が可能となる。

医療機器安全管理責任者の職種

（日本臨床工学技士会　2010・2012年「 臨床工学技士に関する実態調査」より）

	2010年	2012年	
職　種	N＝3585	N＝3515	増減
臨床工学技士	58.5%	64.1%	＋5.6%
医師	27.6	29.8	＋2.2
診療放射線技師	2.3	2.3	0
看護師	1.5	1.7	＋0.2
臨床衛生検査技師	1.1	0.6	−0.5
薬剤師	0.4	0.3	−0.1
その他	8.6	1.2	−7.4

医療機器安全管理責任者の配置状況

総務省行政評価局　平成25年8月

「医療安全対策に関する行政評価・監視報告書」より

平成24年11月末現在

（N＝143）

区分	病院	有床診療所	無床診療所	合計
配置している	100	91.1	83.3	94.4
配置していない	0	8.9	16.7	5.6
				（単位：%）
医師	44.9	55.4	66.7	51.7
臨床工学技士	37.7	12.5	11.1	24.5
看護師	5.8	16.1	0	9.1
診療放射線技師	8.7	5.4	5.6	7
臨床検査技師	2.9	1.8	0	2.1

医療機器安全管理責任者と他職種との係わり

医療機器は、全ての有資格者が扱うため使用法や点検事項を共有することが必要である。

１）医療機器の保守点検の実施（日常点検等）

２）医療機器の精度管理（薬液の注入など）

３）医療機器の安全な操作（操作マニュアル等）

４）医療機器の使用に関する教育（電気の知識等）

５）その他

当グループの医療安全に関する委員会

医療安全管理合同委員会（医療安全管理者・ＲＭ等）
・インシデント集計・対策案
・医療安全ニュースの発行
・ＲＭによるラウンド
・研修会の開催

感染予防対策委員会（感染対策委員）
・感染症の集計・対策
・ICTラウンドの実施
・研修会の開催

医療機器安全管理合同員会（医療機器安全管理責任者）
・機器の保守点検状況把握
・医療機器の操作等のマニュアルの見直し
・勉強会の開催

医薬品安全管理合同委員会（医薬品安全管理責任者）
・医薬品の適正管理
・勉強会の開催

当グループの医療安全に関する組織構成

医療安全統括推進委員会

医師１名、看護師２名
臨床工学技士３名
臨床検査技師１名
薬剤師１名、事務部１名

- 医療安全管理合同委員会
- 感染予防対策合同委員会
- 医療機器安全管理合同委員会
- 医薬品安全管理合同委員会

各委員会の構成は、医師・看護師・臨床工学技士・（薬剤師）・事務部で構成される

医療安全統括推進委員会の役割

各委員会からの提案事項を討議し、共有することで安全な医療を提供することを目的とする

・毎月開催される各委員会からの会議報告

・各委員会からの提案事項の検討と決定

・決定事項を職員へ伝達と徹底

・その他

施設における安全管理体制

1）医療機器安全管理責任者は、電気・工学的知識を有る臨床工学技士が行い各部署との連携をはかる

2）医療安全・感染対策・医療機器・医薬品の各委員会が横断的に連権をはかる

3）医療機器を安全に使用するためには、臨床工学技士だけでなく他の医療職種が連携し、医療機器の操作手順・保守管理等を共有する新たな「医療機器安全管理チーム」などの構築を行う